

申請枠区分

活動支援枠

申請ステータス

年度 2025 年 年度回数 1 回/次 回

申請書SharePoint

団体情報から転記

1.助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

■ 申請団体が申請に際して確認する事項

(1)申請資格要件（欠格事由）について

申請資格要件について確認しました

(2)公正な事業実施について

公正な事業実施について確認しました

(3)規程類の後日提出について※緊急枠の場合なし

規程類の後日提出について確認しました

(4)情報公開について（情報公開同意書）

情報公開について確認しました

(5)JANPIA役員との兼職関係の有無について

兼職がないことを確認しました

個別相談の実施

■ 申請団体に関する記載

【申請団体の名称】

認定NPO法人コミュニティ・サポートセンター神戸

団体代表者 役職・氏名

理事長 中村順子

分類

法人番号

7140005002871

団体コード

申請団体の住所

神戸市東灘区住吉東町五丁目2-2 ビュータワー住吉館104

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

| 指導等の年月日 | 指導等の内容 | 団体における措置状況 |
|---------|--------|------------|
| 該当なし | 該当なし | 該当なし |

最終誓約

助成申請情報欄の内容について、誓約します

2.連絡先情報

部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

担当者 電話番号

3.コンソーシアム情報

(1)コンソーシアムの有無

コンソーシアムで申請しない

コンソーシアムに関する誓約

| 【誓約する団体の名称】 | 【誓約する団体の代表者氏名】 | 【誓約する団体の役割】 |
|-------------|----------------|-------------|
| | | |

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請を行うに際し、申請事業を実施するためなお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

1.コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金提供契約締結までの間にコンソーシ

2.本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変更があった場合は申請を取り下げます。

3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の（1）～（4）の事項等

| |
|-------------------------------|
| (1)申請資格要件（欠格事由）について |
| |
| (2)公正な事業実施について |
| |
| (3)規程類の後日提出について（※通常枠のみ該当） |
| |
| (4)情報公開について（情報公開同意書） |
| |
| (5)JANPIA役員及び審査員との兼職関係の有無について |
| |

4. コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

| 団体名 | 指導等の年月日 | 指導等の内容 | 団体における措置状況 |
|-----|---------|--------|------------|
| 団体名 | 該当なし | 該当なし | 該当なし |

休眠預金活用事業 事業計画書 【2025年度 活動支援団体】

※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「II. 事業概要」までとします。

| | |
|--------|---------|
| 必須入力セル | 申請時入力不要 |
| 任意入力セル | |

基本情報

| | | | |
|---------|-------------------|--------------------------------------|------------|
| 申請団体 | 活動支援団体 | | |
| 活動支援団体 | 事業名(主) | 見えにくい社会課題を解決するためのコミュニティ創出と組織基盤強化支援事業 | |
| | 事業名(副) | | |
| | 団体名 | 認定NPO法人コミュニティ・サポートセンター神戸 | コンソーシアムの有無 |
| 支援対象区分 | ②民間公益活動を実施する担い手育成 | | |
| 支援内容分野1 | A事業実施 | | |
| 支援内容分野2 | B組織運営 | | |
| 支援内容分野3 | C広報・ファンドレイジング | | |
| 支援内容分野4 | | | |

優先的に解決すべき社会の諸課題

| | |
|-----------------------|---|
| 領域/分野 | |
| <input type="radio"/> | (1) 子ども及び若者の支援に係る活動 |
| <input type="radio"/> | ① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援 |
| <input type="radio"/> | ② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援 |
| <input type="radio"/> | ③ 社会的課題の解決を担う若者の能力開発支援 |
| <input type="radio"/> | ④ その他 |
| <input type="radio"/> | (2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動 |
| <input type="radio"/> | ④ 働くことが困難な人への支援 |
| <input type="radio"/> | ⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援 |
| <input type="radio"/> | ⑥ 女性の経済的自立への支援 |
| <input type="radio"/> | ⑨ その他 |
| <input type="radio"/> | (3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動 |
| <input type="radio"/> | ⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援 |
| <input type="radio"/> | ⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援 |
| <input type="radio"/> | ⑨ その他 |
| | その他の解決すべき社会の課題 |

SDGsとの関連

| ゴール | ターゲット | 関連性の説明 |
|-----------------------|---|---|
| _1.貧困をなくそう | 1.4 2030年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、全ての男性及び女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地及びその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるように確保する。 | 経済的困難を抱える世帯の子どもや若者に支援を届け、貧困の連鎖を防ぐ。見えにくい社会課題として、生活保護受給の一手手前の層を支援することで、行政課題になることを防ぎ、子どもや若者が心身共に健やかに成長することに寄与する。 |
| _10.人や国の不平等をなくそう | 10.2 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。 | 見えにくい社会課題として、多文化背景を持つ新外国人や社会的に孤立した外国人住民への言語・文化・制度の壁の解消、多文化共生社会の促進を図り、地域における包括的で多様性を尊重したコミュニティ形成に貢献する。 |
| _11.住み続けられるまちづくりを | 11.7 2030年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。 | 孤立や生活困難が見えにくい社会課題に対応するため、常設のコミュニティスペースや地域イベントを通じて、多世代・多様な背景の住民が交流し、誰もが安全に住み続けられる包摂的なまちづくりに貢献する。 |
| _8.働きがいも経済成長も | 8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。 | 仕事に就きにくい若者や、急増する外国人材に対する就労支援、ソーシャルビジネスの創出支援、地域における多様な雇用機会の拡充、非営利組織の安定運営を通じて、持続可能な経済成長と安心できる働きがいのある環境づくりに寄与する。 |
| _17.パートナーシップで目標を達成しよう | 17.17 マルチステークホルダー・パートナーシップ さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。 | 支援対象団体、地域住民、企業、行政との多角的な連携を強化し、共通の目標に向けたパートナーシップを構築・推進することで、見えにくい社会課題の包括的な解決を促進する。 |

I. 団体概要

| | |
|---|----------|
| (1) 設立目的・理念 | 198/200字 |
| CS神戸は、阪神淡路大震災の助け合い活動「水くみ110番」を前身の活動として、「自立と共生」の理念のもと、誰にも居場所と役割がある地域社会を目指して民設民営の中間支援組織として設立された（1999年NPO法人格を取得、2013年認定NPO法人に認定）。社会課題が多様化する中、誰もが安心して暮らせる地域社会のために共助領域を担うNPO等の立ち上げ及び運営支援やまちづくりに関する活動を行っている。 | |
| (2) 団体の主な活動 | 196/200字 |
| 神戸市内5拠点にてNPO等の立ち上げおよび運営支援まちづくりにかかる活動行う。近年特に以下2つの事業に注力している。 ①見えにくい社会課題や共助領域で活動するNPO等の立ち上げ・運営支援 (ニーズ調査→講座→なかまづくり→トライアル→事業づくり→組織づくり→評価) ②常設居場所の設立・運営支援 (コミュニティのハブとなる常設居場所の設立・運営支援、居場所調査、企業・大学連携、サミット等) | |

| II.事業概要 | | | | 契約締結日 | 採択後の契約時に用いる欄です。 |
|---------|---|-----------|------|-----------|-----------------|
| 実施時期 | (開始) | 2025/12/1 | (終了) | 2029/3/31 | 対象地域 |
| | | | | | 兵庫県を主とした地域 |
| 事業概要 | <p>地域社会に潜在する「見えにくい社会課題」を解決するために、支援対象団体に対する個別伴走支援及び合同研修によりコミュニティの創出と組織基盤強化を支援する。事業を通して休眠預金の実行団体になり得る組織基盤を備えた団体の創出を目指す。「見えにくい社会課題」とは「統計や数字に現れにくく、かつ制度でもカバーされにくい、現場の生活相談等で初めて見える課題である。</p> <p>【支援対象領域】領域1：生活困難な子ども・若者支援、領域2：孤立・孤独化が進む地域コミュニティ支援、領域3：孤立する外国人の地域共生支援</p> <p>【支援内容】</p> <p>①支援対象団体に対する組織課題のアセスメント、取り組む課題の決定</p> <p>②組織課題を改善するための実行計画の作成</p> <p>③実行計画に基づくコミュニティ創出</p> <p>④実行計画に基づく組織基盤強化</p> <p>【事業期間】1年間をベースの支援期間とし、最大2年間のフォローアップ期間を設ける。</p> <p>【支援団体数】実数5団体、延べ最大11団体</p> <p>【短期アウトカム】休眠預金の実行団体になり得る体制が整いつつある。</p> <p>①コミュニティ創出支援：対象者および対象者を支援するコミュニティが各1か所創出される</p> <p>②組織基盤強化支援：実行団体になり得る組織基盤が整いつつある。「地域課題に取り組むNPO等に対する運営支援のための自己診断カルテ（以下「自己診断カルテ」）の平均点が5点満点中3.5点以上となる。</p> <p>【長期アウトカム】休眠預金を活用しながら見えにくい社会課題を解決する主体となっている。</p> <p>①コミュニティ創出支援：コミュニティ同士の連携が生まれ、多様な地域資源によるエコシステムにより支えられている状態。当事者側が支援されるだけにとどまらず、社会での役割を担い双方向性が生まれている状態。</p> <p>②組織基盤強化支援：支援対象団体が広報など地域のハブ機能を有するようになっている。カルテによる自己診断を行い改善する文化が組織に定着している。</p> <p>※当事業におけるコミュニティとは、当事者や当事者に共感する支援者の集まり、およびそこで実施される活動や事業を指す。</p> | | | | |
| | 855/800字 | | | | |

III.事業の背景・課題

| | |
|---|-----------|
| (1)支援対象団体が抱える事業実施上、組織運営上の課題とその背景 | 958/1000字 |
| <p>1. 組織運営上の課題</p> <p>本事業が対象とするのは、「生活に困難を抱える子ども・若者支援」「孤立・孤独化が進む地域コミュニティ支援」「孤立する外国人の地域共生支援」の3領域で活動するNPO等である。2023年度調査や追加ヒアリングに加え、県民ボランティア活動実態調査、当法人の伴走支援記録、各種行政データ等から多角的に事業上および組織運営上の課題を把握してきた。そして、それらを総合的に検討した結果、共通して確認された8つのテーマを導き出し、課題の仮説として設定した。</p> <p>①ミッション：新たなスタッフ等へのミッション共有に関する課題、ミッションを達成するための中期的ビジョンの未設定等</p> <p>②財務・財政：自主財源比率が低く多角的な資金調達戦略の不足、月次・四半期など定期的に収支状況を把握するための業務プロセスの不足等</p> <p>③事業創出：地域調査等事業立案時のニーズ把握するためのノウハウの不足、多様な資源を調達しながら新規事業を構築するためのノウハウの不足等</p> <p>④統治機能：内部統治機能において客観性を担保する外部者の関与が乏しいなどのガバナンス機能の不足、コンプライアンス体制の未整備等</p> <p>⑤事務局機能：事業の基本となる組織体制やバックオフィス部門が未整備、内部の情報共有の仕組みや各事業を支えるためのPDCAの未確立等</p> <p>⑥広報：活動を広く訴求する広報戦略の不足、資源やノウハウが乏しく、専門性のある担当者不在のため、多様な媒体を活用した広報活動全体が停滞等</p> <p>⑦人材養成：新たな人材の発掘やリクルートができず常に人材不足、内部の人材育成などによる既存人材のスキルブラッシュアップの仕組みの不足等</p> <p>⑧ネットワーク：他・他領域や他セクターなどネットワークの構築が不十分、事業連携までネットワークレベルを引き上げるためのノウハウの不足等</p> <p>2. 課題の背景</p> <p>そもそもそれぞれの団体が持つ課題解決のためのミッションとその達成のための資金確保のバランスの困難さに加え、人員不足が重なり、事業開発に着手する余力がないことが考えられる。また、内部統治機能の改善や積極的な広報活動も不十分のため、持続性と信頼性を高めることができていない。それら複数の要因が相互に影響しあって悪循環を形成し、言わば「八方ふさがり」のような状態になっている団体が多い。</p> | |
| (2)課題に対する行政や中間支援団体等による既存の取り組み状況 | 272/400字 |
| <p>団体の組織課題に対応する行政や中間支援団体による取り組みは一定程度行われているが、十分とは言えない状況である。兵庫県では地域ごとサポートセンター事業、神戸市ではNPO設立運営相談窓口事業等の運営支援の取り組みがあり、中間支援NPOが受託して実施しているが、いずれも相談窓口として一時的な相談には応じられるものの、アウトリーチなど団体の組織基盤整備に向けて腰を据えた支援はしづらい状況である。特に実行団体が担える組織基盤を備えた団体の支援は、中期的な視点に立った実行計画に基づく丁寧な伴走支援が必須であるが、そのような取り組みはなされていない。</p> | |
| (3)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義 | 370/400字 |
| <p>第一に、団体が抱える（1）に上述の課題について、（2）に上述の通り十分に取り組みがなされていない状況を鑑み、公益性の高い休眠預金の活用により団体を支援することで、団体が組織基盤を強化し、公益を担う団体への成長を促すことが可能となる。</p> <p>第二に、支援対象領域において見えにくい社会課題が増加しており、この領域の解決は公益に資するものである。見えにくい社会課題は制度の狭間のグレーゾーンの領域であるため、NPO等の共助領域で解決されない場合は公助領域での対応となり、行財政を圧迫することにつながる。しかしながら公共サービスが縮小する中で、すべての課題に税金投下をして制度化することは現実的ではなく、見えにくい社会課題が放置されることにもなりかねない。従って公共性の高い休眠預金を活用して共助領域で解決できる仕組みを作ることは大変意義深いと言える。</p> | |

IV.活動支援プログラムの内容

| | | | |
|---|-------------------|------------|---|
| (1)支援対象団体の区分 | ②民間公益活動を実施する担い手育成 | (2)支援対象団体数 | 5 |
| (3)-1 支援対象団体の活動地域・分野・内容 | 238/400字 | | |
| <p>【活動地域】兵庫県を中心とする地域</p> <p>【活動分野・内容】</p> <p>領域1：生活に困難を抱える子ども・若者領域（低年齢化する不登校児および親、軽度発達障害・発達グレーゾーンの若者、親に頼れない若者など）</p> <p>領域2：孤独・孤独化が進む地域コミュニティの支援領域（軽度認知症、8050問題、介護保険ではカバーされない生活支援サービス、移送、孤立化等）</p> <p>領域3：孤立する外国人の地域共生支援領域（経済的理由で病院未受診の外国人、外国人で子どもが発達障害などのダブルマイノリティ、進学・就労問題等）</p> | | | |
| (3)-2 支援対象団体の組織形態・規模・組織の成長ステージ | 307/400字 | | |
| <p>【組織形態】NPO法人、一般社団法人、社会福祉法人、任意団体、地域団体等、主に非営利団体を対象とする。</p> <p>【規模】支援終了後に休眠預金の実行団体になり得る団体であることを想定し、年間予算規模はおおよそ500万円～1,000万円の団体を想定している。</p> <p>【成長ステージ】組織基盤整備が未成熟な成長途上段階の団体を想定している。活動は地域密着型で現場ニーズの把握力は高い一方、III-1に上述した組織基盤の強化は不十分である。本事業は、こうした団体がコミュニティづくりや組織基盤強化をすることで、対象者の課題を解決し、団体としても自律的な運営がなされる組織へと発展させたい。実行団体を担う組織基盤を有する団体になることを目指す。</p> | | | |
| (4)活動支援プログラムによって支援を受けた団体が社会にもたらす変化/インパクト（中長期アウトカム） | 164/200字 | | |
| <p>①コミュニティ創出：見えにくい社会課題に取り組むコミュニティが機能し、対象者の課題が改善している状態。コミュニティ同士が連携し、多様な地域資源によるエコシステムに支えられている。</p> <p>②組織基盤強化：団体の組織課題が改善し、休眠預金を含む複数の資金源を獲得している。「自己診断カルテ」の各項目の平均点が5点満点中4点以上である状態。</p> | | | |

| | | | | | |
|---|----------|--|------|---|---|
| (5)-1 活動支援プログラムの目的（短期アウトカム発現によって事業期間中に達成される事業の中心的事業目的） | 134/100字 | | | | |
| 活動支援プログラムの目的 | 100字 | 指標 | 100字 | 初期値/初期状態 | 100字 |
| <p>①コミュニティ創出支援により、見えにくい社会課題に取り組むコミュニティが1か所ずつ生まれ、対象者の課題が解決に向かう。</p> <p>②組織基盤強化支援により、団体の組織課題が改善に向かい、自己診断カルテの平均点が5点満点中3.5点になる。実行団体の申請準備をする団体が生まれる。</p> | | <p>①形成されるコミュニティの数</p> <p>②自己診断カルテで平均3.5点以上を獲得する団体の数</p> <p>③規程類の作成等、実行団体申請の準備をする団体の数</p> | | <p>①0コミュニティ</p> <p>②0団体</p> <p>③0団体</p> | <p>事後評価時の値/状態</p> <p>①5団体×1=5コミュニティ</p> <p>②5団体</p> <p>③2団体</p> |

| (5)-2 短期アウトカム（事業期間中に達成される目標） | | | | | | | | | | |
|--|------|---|------|----------|----------------------------|------|------------|------|--|------|
| 短期アウトカム | 100字 | 指標 | 100字 | モニタリング指標 | 初期値/初期状態 | 100字 | 中間評価時の値/状態 | 100字 | 事後評価時の値/状態 | 100字 |
| 下記1と2により、実行団体になり得る組織基盤を有する団体を創出する。 1. 見えにくい社会課題を解決するコミュニティができる（ロジックツリーの①コミュニティ創出支援） | | ①個別伴走支援の回数 ②ニーズ調査の回数 ③形成されるコミュニティの数 ④コミュニティで活動する全ての関係者（対象者、支援者等） ⑤コミュニティで実施された活動や事業の数 | | ○ | ①0 ②0 ③0 ④0 ⑤0 | | | | ①のべ11団体×年12回=132回 ②5団体×1回=5回 ③5団体×1=5カ所 ④5カ所×20名=100名 ⑤5事業 | |
| 2. 支援対象団体の組織基盤が強化される（ロジックツリーの②組織基盤強化支援） | | ①自己診断カルテの全項目の平均点が3.5点以上の団体数 ②実行団体申請のために規程類を作成する団体の数 ③合同研修の回数 ④合同研修の参加者数 | | ○ | ①0 ②0 ③0 ④0 | | | | ①5団体 ②2団体 ③2回×3年間=6回 ④2回×10名×3年間=60名 | |

| (5)-3 アウトプット（活動の実施により生み出された結果） | | | | | | | | | |
|---|------|--------------------------|------|----------|------------|------|---------------------------|------|------|
| | 100字 | 指標 | 100字 | モニタリング指標 | 中間評価時の値/状態 | 100字 | 事後評価時の値/状態 | 100字 | 100字 |
| ①コミュニティ創出支援 1-1. 事業創出（地域調査の実施、スタッフ体制の整備、拡大の努力、新規資源の導入、評価）を行っている | | 自己診断カルテの「3. 事業創出」の点数 | | ○ | | | 5項目全てが3点以上 | | |
| 1-2. 見えにくい社会課題に取り組むコミュニティが創出される | | 創出されるコミュニティの数 | | ○ | | | 5カ所 | | |
| ②組織基盤強化支援 2-1. ミッションが共有され、ミッションに基づく組織運営がなされている（ビジョンの設定、ミッションの浸透、情報公開、利益相反の防止、市民の受入れ） | | 自己診断カルテの「1. ミッション」の点数 | | ○ | | | 5項目全てが3点以上 | | |
| 2-2. 財務・財政が計画的・意識的に進捗している（年次予算、四半期・月次決算、資金源の多様性、寄付や会費、外部資金） | | 自己診断カルテの「2. 財務・財政」の点数 | | ○ | | | 5項目全てが3点以上 | | |
| 2-3. 統治機能が備わっている（役員構成、会議体、理事の役割、法令順守、監事） | | 自己診断カルテの「4. 統治機能」の点数 | | ○ | | | 5項目全てが3点以上 | | |
| 2-4. 事務局機能が充実している（会計事務、書類補完、情報共有、連絡対応） | | 自己診断カルテの「5. 事務局機能」の点数 | | ○ | | | 5項目全てが3点以上 | | |
| 2-5. 広報の発信が効果的に実施されている（ツールの作成、複数媒体の活用、支援者拡大の努力、担当者の設置） | | 自己診断カルテの「6. 広報」の点数 | | ○ | | | 5項目全てが3点以上 | | |
| 2-6. 人材養成に積極的に努めている（新規人材発掘、役割分担、自由な発言の場、人材研修、参加しやすい工夫） | | 自己診断カルテの「7. 人材養成」の点数 | | ○ | | | 5項目全てが3点以上 | | |
| 2-7. ネットワークを拡充し、有機的に機能している（同分野の団体、行政、企業、非営利団体との交流） | | 自己診断カルテの「8. ネットワーク」の点数 | | ○ | | | 5項目全てが3点以上 | | |
| 2-8. 上記以外に団体が課題とするテーマが、改善している | | 5段階評価 | | | | | 5段階評価の3以上 | | |
| 【短期アウトカムの1と2両方】 合同研修を開催する | | ①合同研修の回数 ②合同研修の参加者数 | | ○ | | | ①2回×3年=6回 ②6回×10名=60名 | | |
| 【短期アウトカムの1と2両方】 成果報告会を開催する | | ①成果報告会の回数 ②成果報告会の参加者数 | | ○ | | | ①1回×3年=3回 ②3回×50名=150名 | | |

| (5)-4 活動（誰がどのような形態で何をするか） | | | | | | | | | |
|---|------|--|--|--|--|--|----------|--|--|
| | 200字 | 時期・期間 | | | | | | | |
| 【選定前】支援対象団体の公募を幅広く行う。 ①直接広報：対象となり得る直接の声がけ20団体、既に関係のある約500団体へのメール等による案内 ②間接広報：近畿圏の中間支援団体20団体経由での広報 ③一般広報：ちらし、HP、SNS等で広く広報 | | ①第1回公募：2026年4月～5月 ②第2回公募：2027年4月～5月 ③第3回公募：2028年4月～5月 | | | | | | | |
| 【選定前】支援対象団体の応募に関心のある団体向けの応募説明会を実施する。応募書類の作成についてもサポートする。応募説明会に参加できなかった団体には個別対応をする。（選考のプロセスは、書類選考→選定委員会でのプレゼンテーションの2段階とする） | | ①2026年4月 ②2027年4月 ③2028年4月 | | | | | 120/200字 | | |
| 【選定前】選定委員会を開催し、適切な団体を選定する。今回選定されなかった団体には、次回以降の公募の案内を行う。 | | ①2026年6月 ②2027年6月 ③2028年6月 | | | | | 55/200字 | | |
| ①コミュニティ創出支援 1-1-1. 支援対象団体を訪問し、事前アセスメントを行う。自己診断カルテによる団体の自己診断を行う。（短期アウトカム・アウトプットの2にも関連） | | ①2026年7月 2団体 ②2027年7月 2団体 ③2028年7月 1団体 | | | | | 85/200字 | | |
| 1-1-2. SWOT分析による団体の環境分析と課題の抽出を行う。（短期アウトカム・アウトプットの2にも関連） | | ①2026年7月 2団体 ②2027年7月 2団体 ③2028年7月 1団体 | | | | | 55/200字 | | |
| 1-1-3. 抽出した組織課題について、BSCを用いて具体的な実行計画を作成する。（短期アウトカム・アウトプットの2にも関連） | | ①2026年8月 ②2027年8月 ③2028年8月 | | | | | 63/200字 | | |
| 1-1-4. 月1回団体と伴走支援会議を行い、コミュニティ創出支援と組織基盤強化支援を行う。（短期アウトカム・アウトプットの2にも関連） | | ①2026年8月～2027年3月 月1回 ②2027年8月～2028年3月 月1回 ③2028年8月～2029年3月 月1回 | | | | | 68/200字 | | |
| 1-2-1. コミュニティ創出支援として、対象者のニーズを把握するためのニーズ調査を実施する。調査の設計→実施→分析を行う。 | | ①2026年11月 ②2027年11月 ③2028年11月 | | | | | 61/200字 | | |
| 1-2-2. 明らかになった対象者のニーズをもとに、創出するコミュニティの事業企画書を作成し、事業実施準備をする。 | | ①2027年1月 ②2028年1月 ③2029年1月 | | | | | 56/200字 | | |
| ②組織基盤強化支援 2-1. 組織基盤強化支援を行う。月1回の伴走支援会議にて、ミッションに基づく組織運営がなされるよう意見交換やアイデア出しをする。 | | ①2026年8月～2027年3月 月1回 ②2027年8月～2028年3月 月1回 ③2028年8月～2029年3月 月1回 | | | | | 75/200字 | | |

| | | |
|---|---|----------|
| 2-2. 組織基盤強化支援を行う。月1回の伴走支援会議にて、財務・財政が計画的・意識的に進捗するよう意見交換やアイデア出しをする。実行団体に関心のある団体には申請書作成のサポートを行う。 | ①2026年8月～2027年3月 月1回 ②2027年8月～2028年3月 月1回 ③2028年8月～2029年3月 月1回 | 93/200字 |
| 2-3. 組織基盤強化支援を行う。月1回の伴走支援会議にて、統治機能が強化されるよう、意見交換やアイデア出しをする。実行団体に関心のある団体には規程類の作成サポートを行う。 | ①2026年8月～2027年3月 月1回 ②2027年8月～2028年3月 月1回 ③2028年8月～2029年3月 月1回 | 86/200字 |
| 2-4. 組織基盤強化支援を行う。月1回の伴走支援にて、事務局機能が充実するよう、意見交換やアイデア出しをする。 | ①2026年8月～2027年3月 月1回 ②2027年8月～2028年3月 月1回 ③2028年8月～2029年3月 月1回 | 56/200字 |
| 2-5. 組織基盤強化支援を行う。月1回の伴走支援にて、広報の受発信が効果的に実施されるよう、意見交換やアイデア出しをする。 | ①2026年8月～2027年3月 月1回 ②2027年8月～2028年3月 月1回 ③2028年8月～2029年3月 月1回 | 62/200字 |
| 2-6. 組織基盤強化支援を行う。月1回の伴走支援にて、人材養成が進むよう、意見交換やアイデア出しをする。 | ①2026年8月～2027年3月 月1回 ②2027年8月～2028年3月 月1回 ③2028年8月～2029年3月 月1回 | 53/200字 |
| 2-7. 組織基盤強化支援を行う。月1回の伴走支援にて、ネットワークが拡充するよう、意見交換やアイデア出しをする。 | ①2026年8月～2027年3月 月1回 ②2027年8月～2028年3月 月1回 ③2028年8月～2029年3月 月1回 | 57/200字 |
| 2-8. 組織基盤強化支援を行う。月1回の伴走支援にて、上記以外に団体が課題とするテーマが改善するよう、意見交換やアイデア出しをする。 | ①2026年8月～2027年3月 月1回 ②2027年8月～2028年3月 月1回 ③2028年8月～2029年3月 月1回 | 67/200字 |
| 【短期アウトカム・アウトプットの1と2両方】合同研修を実施し、支援対象団体が共通して抱える組織課題について、ケース・メソッド方式で学びを深める。兵庫県周辺で見えにくい社会課題に取り組む団体にも声をかけ、団体間の学び合いをする。2年目、3年目の支援対象団体の案内や、休眠預金実行団体の案内も行い、個別相談につなげる。 | ①2026年7月～2027年3月の間で2回 ②2027年7月～2028年3月の間で2回 ③2028年7月～2029年3月の間で2回 | 157/200字 |
| 【短期アウトカム・アウトカムの1と2両方】成果報告会を実施し、コミュニティ創出支援および組織基盤強化支援の成果を広く共有する。翌年度の支援対象団体や、休眠預金の実行団体に関する情報提供も行い、多様な団体に休眠預金に関心を持ってもらう。 | ①2027年3月 ②2028年3月 ③2029年3月 | 117/200字 |
| 【短期アウトカムの1および2全てに関連する活動】実行団体になる意志の強い団体をCS神戸事務所にてインターンとして受け入れ、休眠預金活用事業の実務をする機会を提供する。 | 2025年12月～2029年3月の間で随時 | |
| 【事務局推進体制】上記を推進する会議体は支援者会議である。CS神戸の関係者および外部専門家が2か月に1回実施する。事業推進のためのアイデア出し、月次の事業計画・報告、予算・会計報告を共有する。 | 採択直後2025年12月～2029年3月 2か月に1回ずつ | |

| | |
|-------------|--|
| (5)-5 インプット | |
| 人材 | 【内部】CS神戸の統括責任者1名、事業責任者1名、資金管理責任者1名、プログラムオフィサー1名、伴走支援コーディネーター2名 【外部】選定委員3名、外部専門家（選定委員を兼務）、評価委員1名 |
| 資機材、その他 | オンライン会議用機材（PC、カメラ、マイク） 会議室・研修会場利用料（CS神戸の活動4拠点および外部会場） 印刷物・配布資料、ワークショップ用備品（模造紙、付箋、プロジェクター等） |

| | |
|---|-----------|
| (6)-1 支援対象団体が抱える課題の把握・検証方法（組織診断方法等） | 600/1000字 |
| <p>1. 課題の把握方法</p> <p>組織課題の決定に至るプロセスは以下の通りである。</p> <p>第一に事前アセスメントにより、団体が抱える組織課題を自己診断する。CS神戸が兵庫県立大学の當間克雄教授の監修を受けて作成した自己診断カルテ（地域課題に取り組むNPO等に対する運営支援のための自己診断カルテ）により組織運営の状況を見える化する。自己診断カルテはBSCを基にしたNPO等の運営に必要なミッション、財務・業務プロセス、学習という4つの視点をさらに細分化し、ミッション、財務・財政、事業創出、統治機能、事務局機能、広報、人材養成、ネットワークの8テーマとした。各項目は5点満点で自己診断することで、組織運営の強みと弱みに加え、改善すべき課題が明らかになる。</p> <p>第二に団体が改善を望む課題について、地域ニーズや外部環境の視点から客観的に分析・把握する方法についてはSWOT分析の手法を用い、団体の強み、弱み、機会、脅威を見える化する。自己診断カルテで抽出した課題と、SWOT分析で客観的に分析した課題を突き合わせ、団体とCS神戸の協議のもと、組織課題を設定する。</p> <p>2. 課題の検証方法</p> <p>毎年度末に自己診断カルテの診断を行うことで、組織課題の改善度を検証することが可能となる。点数が上がった項目は団体の実績とし、伸びていない項目を次年度の組織課題とする。</p> <p>以上のサイクルを毎年着実に実施することで、組織課題の解決に近づく。</p> | |

| | |
|---|-----------|
| (6)-2 支援対象団体が抱える課題に対する支援内容の組み立て方法（支援対象団体との関係構築や支援内容合意のプロセス等） | 603/1000字 |
| <p>支援内容により①個別伴走支援と②合同研修を組み合わせる効果的な支援を行う。</p> <p>1. 個別伴走支援</p> <p>・原則として伴走支援プログラムオフィサーや伴走支援コーディネーターが現地を訪問し支援に当たる。 改善を目指す組織課題が確定した後、BSCを用いて具体的な実行計画を策定する。 ①コミュニティ創出：対象者を支援・包摂する新たなコミュニティをつくるための計画 ②組織基盤強化：団体の組織課題を改善するための計画</p> <p>作成された計画をもとに、月1回の個別伴走支援にて計画の実行をサポートする。 ①コミュニティ創出：対象者向けニーズ調査、結果分析、結果に基づく新規コミュニティづくり、トライアル実施、本格実施 ②組織基盤強化：自己診断カルテの8つのテーマから選んだ課題の改善に向け、実行計画を実施する。</p> <p>支援対象団体との関係構築については、事前のアセスメントや選定した課題改善のための実行計画づくりに至るまで、団体の意見を尊重し、団体との対話を重視しながら進める。</p> <p>2. 合同研修</p> <p>月1回の個別伴走支援に加え、団体同士の学び合いやネットワークづくりのための「合同研修」を年2回実施する。団体が共通して抱える8つの課題について、ケース・メソッドを用いて主体的に解決策を考える機会とする。支援対象団体以外の団体にも参加を呼びかけ、団体同士のネットワークづくりの機会にするとともに、翌年度以降の支援対象団体の呼びかけも行う。</p> | |

V. 支援対象団体の募集/選定

| | |
|---|----------|
| (1) 募集方法や案件発掘の工夫 | 182/200字 |
| <p>1. 募集方法</p> <p>①直接広報：直接の声がけ20団体、既に関係のある約500団体へのメール等による案内</p> <p>②間接広報：近畿圏の中間支援団体20団体経由での広報</p> <p>③一般広報：ちらし、HP、SNS等で広く広報</p> <p>2. 案件発掘の工夫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・募集期間中に個別相談を設け、個々の団体のニーズに沿って丁寧に伝える。 ・伴走支援のプロセスにおいて新規資金の獲得支援も可能であることを伝える。 | |
| (2) 休眠預金等活用事業に係る既存関係先との透明性確保 | 97/200字 |
| <p>1. 支援対象団体の募集を公募により行う</p> <p>2. 応募に関心を持つ団体に対して応募説明会を行うことで、広く団体に応募を促す</p> <p>3. 合同研修や成果報告会を原則公開とし、参加団体に対して翌年度の応募を勧める</p> | |

VI. 主な実績と実施体制

| | |
|--|----------|
| (1) 専門性・強み | 237/400字 |
| <p>【専門性】阪神淡路大震災から約30年、民設民営の中間支援NPOとしてNPOや非営利組織の運営および立ち上げに多くの専門性を有する。</p> <p>【強み】</p> <p>①約30年間の活動における支援団体は1,000団体以上。NPOに寄り添いながら組織づくり支援を行ってきた経験が豊富にある。</p> <p>②約30年の活動の中で、企業・行政・NPO・地域団体・大学とのネットワークを多数持つ。</p> <p>③運営支援のための各種ツールを兵庫県立大学等の研究機関との協働で作成し、確実に組織課題の改善につながる支援を行っている。</p> | |
| (2) 支援実績と成果 | 443/800字 |
| <p>下記事業にて、非営利団体に対する組織基盤強化支援（ミッション、財務・財政、事業創出、事業創出、統治機能、事務局機能、広報、人材養成、ネットワーク等）のおよび起業（新規立ち上げ）支援を行った実績がある。</p> <p>①地域課題に取り組むNPO等に対する運営支援業務（2022～2024年度／神戸市委託事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己診断カルテを用いて、155団体の組織基盤強化支援に携わる <p>②NPOマネジメントスクール事業（1997年～2015年度／阪神淡路コミュニティ基金および兵庫県と連携して創設）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SWOT分析とBSCを活用し、約250団体の組織運営基盤強化に携わる <p>③地域しごとサポートセンター神戸事業（2004年度～事業名を変更し継続中／兵庫県補助事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談・セミナー事業を通じて、コミュニティ・ビジネスの起業・運営支援に携わる <p>④地域共生拠点・あすパーク運営事業（2020年度～継続中／自主事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園内の拠点にて、企業等と連携し約50の孤独・孤立や子ども支援コミュニティの自立をサポート中 | |
| (3) 支援ノウハウ | 308/400字 |
| <p>運営支援にあたり、以下のルーツを開発・活用した。</p> <p>①地域課題に取り組むNPO等に対する運営支援のための自己診断カルテ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・BSCの4つのテーマ（ミッション、財務、業務プロセス、学習）を基本に、8テーマ・40項目でチェックリストを作成。155団体がすでに活用。 <p>②SWOT分析とBSC</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非営利組織の事業計画 SWOT分析とBSCで学ぶNPOのマネジメントツールを作成、約250団体が受講。 <p>③ケース・メソッドを活用した支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体事例からの学びを導き出す研修プログラムを試験的に昨年度から実施している。 <p>上記のノウハウに加え、約30年間の活動の中で1,000団体に対し設立・運営をした知見を活かして支援に当たりたい。</p> | |

| | |
|--|----------|
| (4) 実施体制 | 237/400字 |
| <p>【内部】</p> <p>統括責任者（1名）全体の統括</p> <p>事業責任者（1名）事業の統括・伴走支援・JANPIAとの連絡調整</p> <p>資金管理責任者（1名）適切な資金管理・伴走支援</p> <p>伴走支援プログラムオフィサー（1名）支援対象団体の全体管理・伴走支援</p> <p>伴走支援コーディネーター（2名）伴走支援</p> <p>【外部】</p> <p>選定委員・外部専門家（3名）支援対象団体の選出・伴走支援・支援者会議での助言</p> <p>評価委員（1名）事業評価に関するアドバイス</p> <p>専門家 必要に応じて会計士、社会保険労務士、税理士、弁護士等の協力を受ける</p> | |
| (5) コンソーシアム利用有無 | なし |

| (6) 従事者の当該分野における専門性・実績等（3名） | | |
|-----------------------------|-------|---|
| 氏名 | 役割・役職 | 実績・資格等 |
| 飛田 敦子 | 事務局長 | NPOの伴走支援歴20年以上。地域ニーズに対応するNPO等の立ち上げや運営支援にこれまで500団体以上の実績あり。NPOの運営に必要なスキルを獲得するための効果的な手法「ケース・メソッド」ファシリテーター。会計支援にも明るい。 |
| 山村 弘美 | 事務局次長 | NPOの伴走支援歴10年以上。地域ニーズに対応するNPO等の立ち上げや運営支援にこれまで300団体以上の実績あり。特に子ども・若者分野や孤独・孤立の解消に重要な役割を果たす居場所の立ち上げ・運営支援の実績多数。 |
| 星野 裕志 | 副理事長 | CS神戸の創設メンバーの一人。NPOの運営に必要なスキルを獲得するための効果的な手法「ケース・メソッド」実践の第一人者。企業やNPOの職員研修で、受講者が自分事として考え、気づきを得ることで自らの仕事に主体的に関わる人材養成を行っている。中村学園大学特任教授、九州大学名誉教授、ケース・メソッド研究会会長。 |

| | |
|--|----------|
| (7) ガバナンス・コンプライアンス体制 | 232/400字 |
| <p>1. ガバナンス体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総会（年1回） ・理事会（年4回／理事9名のほか、監事2名が陪席） ・税理士・監事による監査（年2回） ・上記の会議体に加え、よりガバナンスを有機的に機能させるため、戦略会議にて理事会に提出する議案の議論を行う（月1回。理事長1名、副理事長2名、事務局長1名、事務局次長1名の計5名） <p>2. コンプライアンス体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメント防止委員会の設置（理事1名、事務局長1名、外部専門家1名） ・独自のハンドブックを作成し、研修を実施（職員入職時等） | |

見えにくい社会課題を解決するための
コミュニティ創出と組織基盤強化支援事業

事前評価実施報告書

実施概要

1. 実施までの経緯

認定NPO法人コミュニティ・サポートセンター神戸（以下CS神戸）は、地域コミュニティにおいて、「見えにくい社会課題」が、近年顕著になってきているという考えのもと、2023年に「地域課題の現状把握についてのアンケート調査」を独自に実施した（以下、2023年調査と表記、<https://www.cskobe.com/uploads/chiikichosa2023.pdf>）。「見えにくい社会課題」とは、統計や行政上の数字には現れにくく、かつ制度でもカバーされにくい、地域の現場での生活相談や日常的な関わりを通じて初めて把握される課題のことを指す。

2023年調査では、団体71件、個人85件から回答を得て、自由記述196件を5分野×17項目に整理した。統計的処理にとどまらず、現場のリアルな声を詳細に分析した。

その後、CS神戸内外で継続的に議論を重ね、「生活に困難を抱える子ども・若者」「孤立・孤立化が進む地域コミュニティの支援」「孤立する外国人の地域共生支援」という3つの重点課題領域を設定した。この3つの課題領域の問題解決に取り組むため、下図のように今回の事業実施計画を立案した。当法人の経験上、支援対象となる団体の組織基盤はまだ脆弱であることが想定されることから、より丁寧な伴走支援を実施するため、資金分配団体ではなく、活動支援団体への応募とした。

2. 事業計画概要

| 1. 事業の背景 | 2. 重点領域 | 3. 支援する8つの項目 |
|--|---|--|
| 見えにくい社会課題の表面化と支援ニーズの多様化 | 3つの課題領域を特定 | コミュニティ創出と組織基盤強化について8テーマを設定 |
| 公的サービスの縮小、地域課題の多様化、地域コミュニティの脆弱化、孤立化、外国人住民増など、地域社会には表面化しにくい多様なく見えにくい社会課題が潜在している。 | CS神戸の①約30年間の現場密着の支援経験と課題把握力、②2023年の独自調査などのデータ分析、③事前評価委員会での議論を通して、3つの重点領域を特定した。 | 当法人オリジナルの「自己診断カルテ」と「SWOT分析」等を活用し、支援対象団体のアセスメントを行い、団体のニーズに合わせて優先順位をつけ、伴走支援を行う。 ※自己診断カルテは巻末に添付 |
| <見えにくい社会課題とは>統計や行政上の数字には現れにくく、かつ制度でもカバーされにくい、地域の現場での生活相談や日常的な関わりを通じて初めて把握される課題を指す。支援団体の身近な活動の中で浮かび上がるこうした課題は、制度の谷間や社会の変化に伴い増加しており、従来の施策では十分に対応されてこなかった。本事業は、そのような現場目線から発見される課題を正面から取り上げ、解決に向けて組織基盤を強化し、持続可能な支援を実現することを目的とする。 | 【領域1】生活に困難を抱える子ども・若者支援：親に頼りにくい若者の居場所、発達グレーゾーンや不登校など 【領域2】孤独・孤立化がすすむ地域コミュニティの支援：男性高齢者の孤立や居場所不足、通院・買物・通勤通学送迎の制度的すき間支援、ICT活用支援など 【領域3】孤立する外国人の地域共生支援：未就学児保護者向け通訳、日本人住民との接点不足など。 ※外国人労働力に依存する中で、急増する外国人と住民の摩擦の可能性が高まっているが、外国人数に対し、支援団体数は極めて少ない。 | 8つのテーマは以下の通り。 ① ミッション ・存在意義、ビジョン共有 ② 財務・財政 ・多様な財源構成、資金戦略 ③ 事業創出 ・地域調査、事業化プロセス ④ 統治機能 ・ガバナンス、基幹会議設定 ⑤ 事務局機能 ・組織体制、チェック体制 ⑥ 広報 ・情報公開、広報戦略 ⑦ 人材養成 ・リクルート、組織内研修 ⑧ ネットワーク ・協働、他セクター連携 |

3. 事前評価の実施体制

<内部委員>

中村順子 認定 NPO 法人コミュニティ・サポートセンター神戸 理事長
星野裕志 認定 NPO 法人コミュニティ・サポートセンター神戸 副理事長
(九州大学名誉教授/中村学園大学特任教授)
飛田敦子 認定 NPO 法人コミュニティ・サポートセンター神戸 事務局長
山村弘美 認定 NPO 法人コミュニティ・サポートセンター神戸 事務局次長

<外部委員>

4. 事前評価実施スケジュール

| 実施日 | 内容 |
|---------|--|
| 7月3日 | 活動支援団体応募に関する検討会議（中村、飛田、山村） |
| (7月4日) | (活動支援団体オンライン説明会の参加) |
| 7月10日 | 活動支援プログラム検討会議（中村、飛田、山村） |
| 7月14日 | 活動支援プログラム検討会議（中村、星野、飛田、山村） |
| 7月25日 | 事前評価に関する調査設計会議（中村、飛田、山村、 ） |
| 8月4日 | 事前評価に関する調査設計会議（中村、星野、飛田、山村） |
| 8月6日 | 事前評価に関する調査検討会議（中村、飛田、山村、 ） |
| 8月18日 | 事前評価に関する調査検討会議（中村、飛田、山村、 ） |
| 8月19日 | 支援領域に関連する5団体への追加ヒアリング [子ども・若者領域] ① 一般社団法人さとのわ（不登校支援・フリースクール運営等） ② NPO 法人 S-space（児童館・ユースステーション運営等） [孤独・孤立がすすむ地域コミュニティの支援領域] ③ NPO 法人かりば（常設型居場所・制度外生活支援等） ④ 労働者協同組合甲南げんき村（常設型居場所・制度外生活支援等） [孤立する外国人の地域共生支援領域] ⑤ NPO 法人多言語センターFACIL（多言語サービス・医療通訳支援等） |
| 8月21日 | 事前評価に関する調査まとめ会議（中村、飛田、山村） |
| (8月25日) | (JANPIA との個別相談) |
| 8月26日 | 事前評価および活動支援プログラムの検討（中村、星野、飛田、山村） |
| 9月2日 | 事前評価および活動支援プログラムの検討（中村、飛田、山村、 ） |
| 9月3～6日 | 事前評価報告書の執筆・完成 |

実施結果

I. 課題の分析

1. 課題の妥当性

(1) 設定領域の妥当性

設定した3つの重点領域に関する課題および実態について、2023年度調査および追加ヒアリングを経て、以下の通り確定した。

【領域1】生活に困難を抱える子ども・若者領域

2023年調査では、子ども・若者に関する課題が61件で最多だった。放課後や高学年層への居場所づくり、食事提供、発達グレーゾーンや不登校対応が多く挙げられた。また今回の追加ヒアリングでは、「低学年の不登校児の居場所がなく不登校期間が長期化し親子ともども孤立している」、「軽度発達障害やグレーゾーンに属する若者の場合、活用できる制度が乏しく、特に女性の場合は性産業に関わることになるケースも多い」、「なんらかの精神不安があり、パートタイム就労しかできず、生活保護レベルより少し上の困窮状態の現役世代の支援が課題」といった声が聞かれた。

【領域2】孤独・孤立がすすむ地域のコミュニティ支援領域

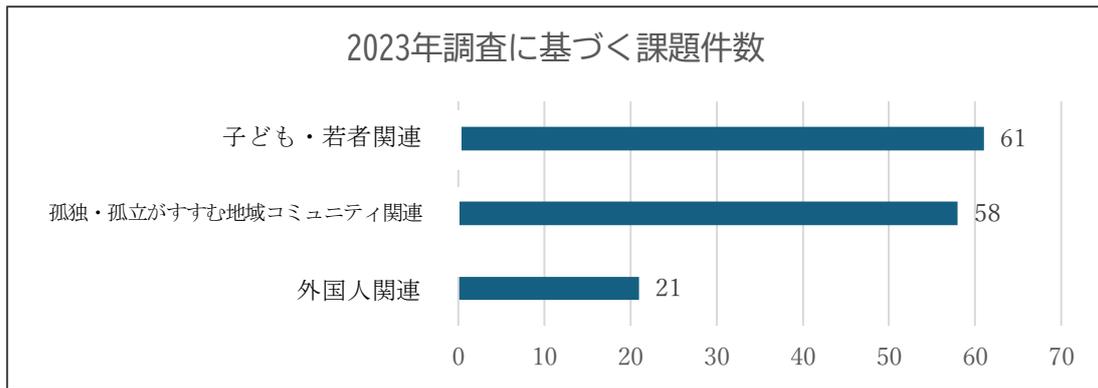
2023年調査では、高齢者に関する課題が58件あったが、その多くが「孤立化」と「地域の支え手不足」に関連していた。男性高齢者の孤立、地域送迎、ゴミ出し・買物同行、ICT活用支援など、生活を支える細やかな活動ニーズが多数見られた。また今回の追加ヒアリングでは、「本人は気づいていないが軽度認知症が疑われる単身男性のサロン来所が多い。介護サービスの受給には抵抗があるため、本人の尊厳を損なわないよう対応している」、「8050問題が9060問題になってきており、ひきこもりの子どもを抱える親の体力が限界にきている」といった声が聞かれた。

【領域3】孤立する外国人の地域共生支援領域

2023年調査では、特に「言語支援」、「交流の機会」、「進学・就職支援」の不足が指摘された。さらに、これらの活動を支援する団体数の少なさも課題である。今回の追加ヒアリングでは「兵庫県では学校のみ一部通訳や生活のサポートがあるが、学校内という制約があるため、学校外の日常生活や、発達障がい相談をできる場所がない」、「経済的理由で体調が悪くても受診しないことが多い」、「親が外国人労働者で子どもが発達障害というケースはダブルマイノリティとなり、さらに孤立している」という声が聞かれた。なお、神戸市統計によれば、外国人住民は2022年2月から2025年5月までに約1万4千人増加しており、その中でもネパール人は約330人から5,944人へ、ミャンマー人も約330人から2,751人へと急増している²。労働力不足から外国人材に依存する一方で、言語・文化・制度的障壁から、地域住民との摩擦も懸念される。コミュニティの構成員としての支援の重要性が緊急課題であるが、支援団体数は極めて限られている現状も確認された。

² 神戸市 多文化共生統計ダッシュボード

<https://www.city.kobe.lg.jp/a47946/shise/tokei/toukei/jinkou/kokusekibetsu.html>



(2) 想定される支援対象団体が持つ組織的課題

本事業が想定する上記3つの活動領域の組織的課題については、2023年度調査や追加ヒアリングに加え、県民ボランティア活動実態調査、当法人の伴走支援記録、各種行政データ等から多角的に把握してきた。そして、それらを総合的に事前評価委員会で検討した結果、共通すると思われる8つのテーマを導き出し、課題の仮設として設定した。

① ミッション

- ・新たなスタッフ等へのミッション共有に関する課題
- ・ミッションを達成するための中期的ビジョンの未設定

② 財務・財政

- ・自主財源比率が低く、多角的な資金調達戦略の不足
- ・月次・四半期など、定期的に収支状況を把握するための業務プロセスの不足

③ 事業創出

- ・地域調査等、事業立案時のニーズ把握をするためのノウハウの不足
- ・多様な資源を調達しながら、新規事業を構築するためのノウハウの不足

④ 統治機能

- ・内部統治機能において客観性を担保する外部者の関与が乏しいなどのガバナンス機能の不足
- ・コンプライアンス体制の未整備

⑤ 事務局機能

- ・事業の基本となる事務局やバックオフィス部門の組織体制が未整備
- ・内部の情報共有の仕組みや各事業を支えるためのPDCAの未確立

⑥ 広報

- ・活動を広く訴求する広報戦略の不足
- ・資源やノウハウが乏しく、専門性のある担当者不在のため、多様な媒体を活用した広報活動全体が停滞

⑦ 人材養成

- ・新たな人材の発掘やリクルートができず常に人材不足
- ・内部の人材育成などによる既存人材のスキルブラッシュアップの仕組みの不足

⑧ ネットワーク

- ・他領域や他セクターなどネットワークの構築が不十分
- ・事業連携までネットワークレベルを引き上げるためのノウハウの不足

これらの課題の背景として、そもそもそれぞれの団体が持つ課題解決のためのミッションとその達成のための資金確保のバランスの困難さに加え、人員不足が重なり、事業開発に着手する余力がないことが考えられる。また、内部統治機能の改善や積極的な広報活動

も不十分のため、持続性と信頼性を高めることができていない。それら複数の要因が相互に影響しあって悪循環を形成し、言わば「八方ふさがり」のような状態になっている団体が多い。

(3) これまでに実施した伴走支援団体の自己診断状況

当法人が 2022 年度より神戸市受託事業として実施している「地域課題に取り組む NPO 等に対する運営支援・相談窓口業務」では、当法人と兵庫県立大学が「自己診断カルテ」を共同開発し、3 年間で 155 団体の伴走支援において活用してきた。カルテに沿って 8 テーマ・40 項目についてを自己診断を行うことで、それぞれの団体にとって、課題の抽出や対応の優先順位付けに有用なツールとなっている。

2022 年度に伴走支援を行った 38 団体の自己診断結果のテーマ別平均値は、以下の通りとなっている。ミッションの浸透・事務局機能・人材育成は比較的高いポイントであることから達成度が高いと考えられる一方で、財政・事業創出・統治機能・広報・ネットワークに関しては、ポイントが相対的に低く、団体の認識として、より多くの課題を抱えていることが明確となった。

| 全団体 | 1 ミッション | 2 財務・財政 | 3 事業創出 | 4 統治機能 | 5 事務局機能 | 6 広報 | 7 人材養成 | 8 ネットワーク | 全項目平均 |
|--------|---------|---------|--------|--------|---------|------|--------|----------|-------|
| (38団体) | 3.5 | 3.2 | 3.3 | 3.1 | 3.6 | 3.1 | 3.6 | 3.2 | 3.3 |



また、自己診断カルテによる伴走支援を受けた団体は、9 割以上が「自己診断カルテが役に立った」と回答しており、多角的に組織課題を捉える視点をもつことや、課題の抽出に有用であることが明らかになった。実際に「個別の課題だけではなく、全体像で捉え直すことの重要性がわかった」、「あらかじめテーマが示してあるため、自団体の強みや弱みがより認識できた」という声があることから、当団体としては今回設定した 8 つのテーマが非常に有用であると考えられる。

「I-1. 課題の妥当性」に対する評価：

① 2023 年度調査、②追加ヒアリング、③公的データ、④当法人が実施した類似事業のフィードバックをもとに事前評価委員会で議論した結果、「課題の妥当性」は高いと判断した。

2. 支援対象の妥当性

(1) 対象とする領域および規模

対象領域については、「生活に困難を抱える子ども・若者」、「孤独・孤立化が進む地域コミュニティ」、「孤立する外国人の地域共生」の3領域とした。これらの対象が抱える今日的課題や状況については、既述の通りとなっている。

また、対象団体の事業規模は、おおよそ年間500～1,000万円としたが、これはフルタイム・パートタイムを問わず、有償のスタッフを配置できる事務局機能を有する組織の規模と判断する。今後、課題解決の規模拡大や組織基盤強化などの拡張性が期待できるひとつの目安とした。

(2) 対象団体の関心と期待

① 8つのテーマに関する改善への期待

いずれの団体も濃淡はあるものの、8テーマすべてに関して、何らかの課題を抱えていることが多い。実際に前述の「ひょうごボランティア活動実態調査」においても、県内の市民活動団体のうち、資金調達、高齢化、連携協働の必要性、人材確保、運営基盤整備などの点において、共通の課題を抱えていることがわかっている。どのテーマに優先的に取り組むべきか、またどの手法を用いるかは、団体との個別相談を通じて合意形成し、重要項目を設定するが、これまで伴走支援を行ってきた経験から、8つの設定テーマは概ね共通した団体課題だと言える。

② コーディネーターとしての期待

対象候補団体あるいはアンケート後の追加ヒアリングの結果、「団体内部でミッション共有をしたいが、自分たちだけではできないので助けてほしい」、「団体の担当部署や応援してくれそうな企業とつながりたいが、つながり方がわからないので紹介してほしい」といった声が聞かれた。これは、8つのテーマに沿って客観的に伴走支援を行うにとどまらず、現場で調整役や具体的な仲介役など、実質的な解決に導く対内・対外問わずコーディネーターとしての役割への期待が高かった。

(3) 支援対象団体以外への波及効果

NPO等においては、多くの団体が共通して認識する課題と個別の団体が取り組む課題の2種類があるが、設定した3領域は今後さらに課題解決に向けたニーズが高まる領域でもあり、それらの課題を解決する団体の組織基盤強化が大変に重要であると認識される。後に述べる事業設計には、当法人がこれまで伴走支援の現場で実際に多用し効果を実感してきたフレームワーク（自己診断カルテ、SWOT分析、BSC）を活用する計画となっており、今回の支援対象団体以外にも、伴走支援手法として有効であると考えられる。

(4) 対象団体の重要なステークホルダー

申請事業である「見えにくい社会課題の解決のためのコミュニティ創出および組織基盤強化支援事業」で、長期アウトカムでは「対象団体を中心としたエコシステムが形成されていること」を目指している。目標達成のために、以下の5つが特に重要なステークホルダーであると認識している。

① NPO等や地域団体

課題解決力を高めるためには、他のNPOとの情報交換が欠かせない。また地域住民との距離が近く、課題発見力を持つ自治会等地域団体との協働は非常に有益である。

② 行政機関および外郭団体

助成金や委託事業の提供元として、また地域課題解決における重要なパートナーとして、行政との関係構築は極めて重要となる。特に「見えにくい社会課題」は行政施策の周縁や制度と制度の間に存在することが多く、行政や社会福祉協議会等の外郭団体との協働関係は欠かせない。

③ 民間企業

協賛、物資提供、人材交流、連携を通じた資源提供者として、大きな期待がかけられる。民間企業に要請される CSR、CSV、SDGs、ESG 経営等のキーワードは、事業活動を通じて社会課題解決とも密接につながる概念であり、対象団体の重要な関係者となる。

④ 大学・研究機関

「見えにくい社会課題」だからこそ、困難を抱える当事者やその支援の必要性を広く社会に訴えることが求められる。その際、実践事例だけではなく、学識的視座に立ったエビデンスに基づく「調査研究」や「客観的評価」を裏付けとして発信することで、より説得力が加わり、多くの資源獲得につながる。

⑤ 専門家（弁護士、会計士、税理士、社労士など）

困難なケースを抱えることが多い支援対象領域であるため、弁護士等と連携することで団体の信頼度と社会的信用が高まる。また組織基盤強化プロセスにおいて、会計・税務、労務、コンプライアンスなどを整備するにあたり、専門家とのネットワークが実務においても重要となる。

「I - 2 支援対象の妥当性」に対する評価：

① 2023 年度調査、②追加ヒアリング、③公的データ、④当法人が実施した類似事業のフィードバックをもとに事前評価委員会で議論した結果、「対象の妥当性」は高いと判断した。

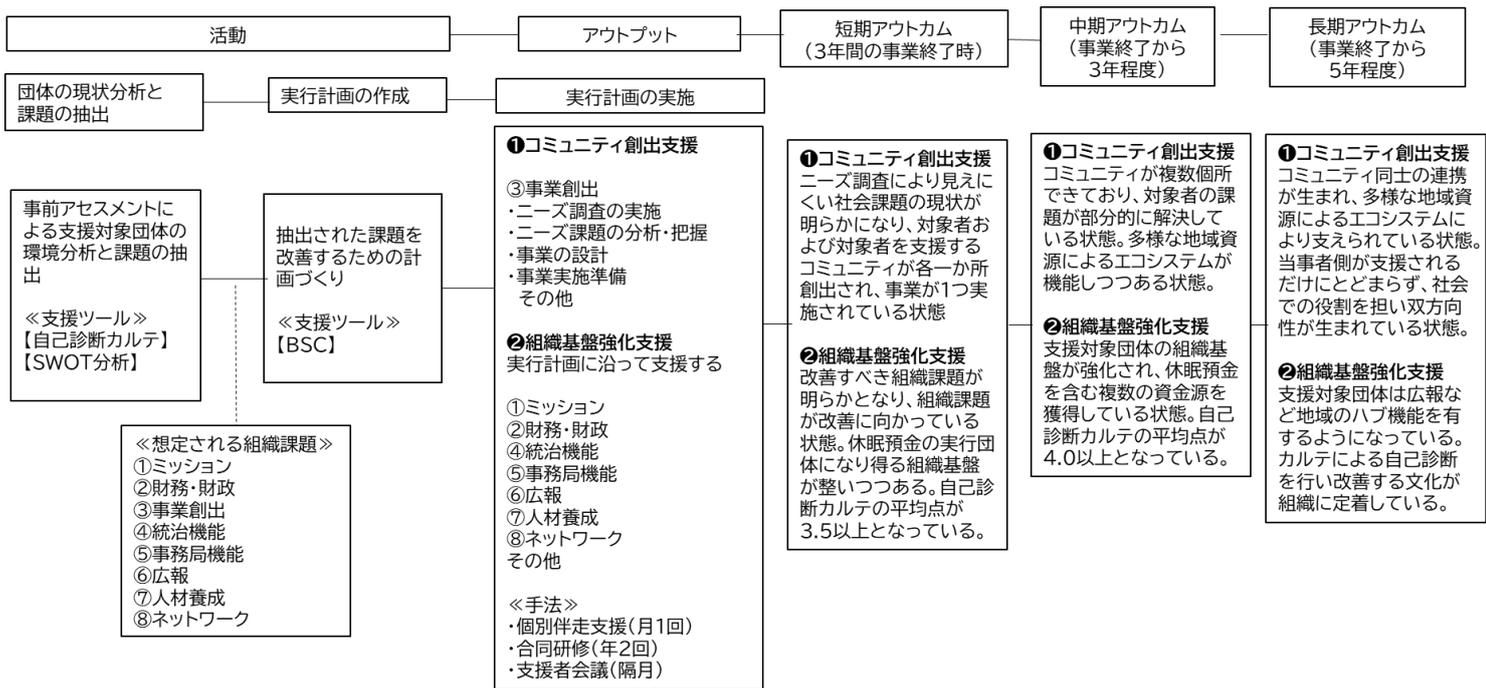
II. 事業設計の分析

1. 事業設計の妥当性

(1) 当事業で想定している事業設計

事業設計については以下の枠組みとプロセスを想定している。3つの活動領域の団体に対して、8つテーマによる事前アセスメントを実施する。団体との協議を通じて優先順位を決定し、見えにくい社会課題を解決にむけてコミュニティ創出支援および組織基盤強化支援を行う。使用ツールは「自己診断カルテ」、「SWOT分析」、「BSC (バランス・スコア・カード)」の3種で、いずれも当法人がこれまでの伴走支援において繰り返し活用してきた手法であり、ノウハウとして蓄積してきたものである。

＜事業設計図＞



(2) 当団体との整合性における類似事業の実績に基づく視点

2022年度より3年間にわたり、独自に開発した「自己診断カルテ」を活用し、8つのテーマを軸とした組織基盤強化の伴走支援を実施してきた。これまでに本ツールによる自己診断を実施した団体は155団体にのぼり、そのうち9割以上の団体が「満足」と回答しており、高い評価を得ている。また、合同研修においては、「ケース・メソッド方式」を導入したプログラムの実施を想定しており、2024年度には同内容の講座を試行的に実施した。受講した6団体・計9名全員から「大変参考になった」との回答が得られており、具体的な事例からの学びを導き出す研修手法としての有効性が確認された。これらの結果から、当法人が開発・活用してきた支援ツールおよび支援手法は、一定の成果と信頼を得ていることが明らかとなった。

(3) 追加ヒアリングにおける対象団体候補に基づく視点

今回の事前評価にあたり、対象団体候補5団体より追加ヒアリングを行った結果、「組織内でのミッションの共有が難しい」、「対象者のニーズに基づいた事業を立案したいが、実施のやり方がわからない」、「新たな人材をどのように獲得したらよいかわからない」、「優先順位の付け方がわからない」といった課題が抽出された。これらの課題はすべて8テーマに分類可能であり、コミュニティ創出と組織基盤強化の2軸による伴走支援の必要性和有効性を裏付ける結果となった。

(4) 目標・アウトカムの設定

自己診断ツールの8テーマ・40項目を軸に、総合的な組織基盤強化のための伴走支援を行う。定量的な指標として、以下のアウトカムを設定している。

- ・短期アウトカム：自己診断カルテの平均点 3.5 以上
- ・中期アウトカム：自己診断カルテの平均点 4.0 以上

また、コミュニティ創出数も短期アウトカムとして設定している。なお、質的支援については定量化が困難な側面もあるため、中期アウトカムでは「エコシステムの醸成」など、定量・定性のバランスを重視した評価を行う。

(5) 負の影響の予防

① 支援対象団体への負の影響予防

- ・ **支援依存の回避**：支援後のビジョンを設定しながら出口戦略を設定し、「自立と共生」の理念に基づき、支援対象団体があくまでも当事者として、「お客さん」にしない姿勢を貫き、受益者を能動的担い手へ育成する。
- ・ **組織負荷の軽減**：団体規模や実情に応じたオーダーメイド支援を行い、「自己診断カルテ」で無理のない能力向上を図る。
- ・ **価値観の押し付け回避**：団体の理念・ミッションを尊重し、判断は団体に委ねると同時に、支援の役回りを認識しながら、対等なパートナーシップを徹底する。

② 地域への負の影響予防

- ・ **既存活動との競合回避**：地域の支援機関と役割分担を明確化し、協働・補完関係を構築する。
- ・ **社会課題の見落とし防止**：既存の課題解決活動との連携を図り、偏重しない包括的アプローチを採用する。

③ 透明性と説明責任の確保

- ・ 定期的な評価・公表を行うとともに、第三者評価を通じて透明性を担保する。年次報告と決算報告も可能な限り公表する。

「Ⅱ - 1 事業設計の妥当性」に対する評価：

- ①当法人が過去に実施した伴走支援の実績および評価、②追加ヒアリングをもとに事前評価委員会で議論した結果、「事業設計の妥当性」は高いと判断した。

2. 事業計画の妥当性

(1) 当法人の実績および支援ノウハウからみた合理性

本事業の計画は、CS 神戸の約 30 年間にわたる伴走支援の経験とノウハウを基盤として、外部専門家や大学、地域中間支援団体との強固なネットワークを活用しながら、人的・金銭的資源を効果的に配分するものである。オリジナルの自己診断カルテをフレームワークとして活用するとともに、その後のオーダーメイド形式の伴走支援により、限られた資源で最大の効果を引き出す設計となっており、人的・金銭的・専門的資源の観点から見て合理的であると言える。

(2) 支援対象団体からのフィードバック

本事業では、支援対象団体からのフィードバックを重視し、その取得方法と活用体制を明確に組み込んでいる。具体的には、研修・講座終了後の参加者アンケートや定期的な個別相談時の意見聴取を通じて、支援の質や内容に関する評価を体系的に収集している。また、定例ミーティングや合同研修においても、支援対象団体が自身の体験や意見を直接共有できる機会を設けている。

これらのフィードバックを受けて、支援内容を常に見直しながら、双方向のコミュニケーションを大切にした支援プログラムであると考えている。

(3) 支援対象団体が考える課題と組織診断で把握された課題の乖離に対する対応

本事業では、支援対象団体が自己認識している組織・活動上の課題と、組織診断や客観的評価によって把握される課題が異なるケースが発生することを想定している。これは CS 神戸が長年にわたり NPO 等に伴走支援する中で繰り返し経験してきた課題であり、その知見を踏まえて柔軟かつ丁寧な対応を行う方針である。

その乖離を埋めるプロセスが、「自己診断カルテ」である。具体的なチェックポイントを共有し、数値化により組織運営の全体像を把握することで、「認識していない課題は改善の仕様がなない」といった誤認を防ぐことができる。また、同じく支援ツールである「SWOT 分析」は、団体の現状を強み・弱みの内部環境および機会・脅威の外部環境の 4 象限で客観的に把握できるものであり、それらのフレームワークを通じて、支援対象団体と当法人の認識の乖離を埋めることが期待できる。いずれの場面においても、当法人は支援対象団体の実情や意向を尊重しながら、信頼を得られるコミュニケーションをとることを心がけ、組織課題の改善にむけて伴走することを基本姿勢とする。

(4) 計画の妨げになる事象の検討および対策

本事業では、支援計画の遂行を妨げる可能性のある事象について、過去の支援経験や追加ヒアリングを基に多角的に検討することになる。具体的な妨げとなる事象には、①支援対象団体内での課題認識のずれ、②人的リソースの制約や急激な変動、③外部環境の変化（例：行政方針の変更や社会状況の悪化）、さらには、④支援活動への参加意欲の低下などが挙げられる。

これらのリスクを軽減するために、本事業では以下の対策を講じている。まず、課題認識のずれに対しては、定例ミーティングとフィードバック、双方の理解を深める対話の促進を行い、同じ目線からの柔軟な支援計画の見直しを実施する。人的リソースの変動に対しては、支援体制の複線化や外部専門家ネットワークの活用によりリスク分散を図る。外部環境の変化に対しては、関係機関との連携強化や情報収集体制の充実により早期対応を可能とし、参加意欲の維持には研修の工夫や定期的な交流会を通じて、支援対象団体と関係者のモチベーション向上を図る。

これらのリスク管理策は、CS 神戸が過去の伴走支援経験から得た知見を活かし、計画の柔軟性と持続可能性を高めるものとして位置づけている。

「Ⅱ - 2 事業計画の妥当性」に対する評価：

- ①当法人が過去に実施した伴走支援の実績および評価、②追加ヒアリングをもとに事前評価委員会で議論した結果、「対象の妥当性」は高いと判断した。

Ⅲ. 実施状況の分析

1. 実施状況の適切性

(1) 事業推進体制

以下を基本的な事業推進体制とし、隔月で「支援会議」を開催する。事業進捗や支援対象団体の支援内容について共有し、全体の方向性を検討する。

| | 役割 | 担当業務 |
|-------------|--------------------|------------------|
| 内部 (事務局) | 統括責任者（1名） | 全体の統括 |
| | 事業責任者（1名） | 事業の統括・伴走支援 |
| | 資金管理責任者（1名） | 適切な資金管理・伴走支援 |
| | 伴走支援プログラムオフィサー（1名） | 支援対象団体の全体管理・伴走支援 |
| | 伴走支援コーディネーター（2名） | 伴走支援 |
| 外部 | 選定委員・外部専門家（3名） | 支援対象団体の選定と伴走支援 |
| | 評価委員（1名） | 事業評価に関するアドバイス |
| | 専門家（会計士、弁護士等） | 必要に応じた支援 |

(2) 知見の共有

支援ツールの公開、対象団体による成果報告会、報告書の作成等に加え、日常的にはHP・SNS等を通じた情報発信を通じ、当事業で得られた知見・ノウハウ・成果・課題等を広く発信する。

「Ⅲ 実施状況の適切性」に対する評価：

当法人が過去に実施した伴走支援の経験等をもとに事前評価委員会で議論した結果、「実施状況の適切性」は高いと判断した。

以上

| | | | | |
|------|-------|---|---|---|
| 団体名 | 記入者 | 年 | 月 | 日 |
| 活動内容 | 記入年月日 | | | |

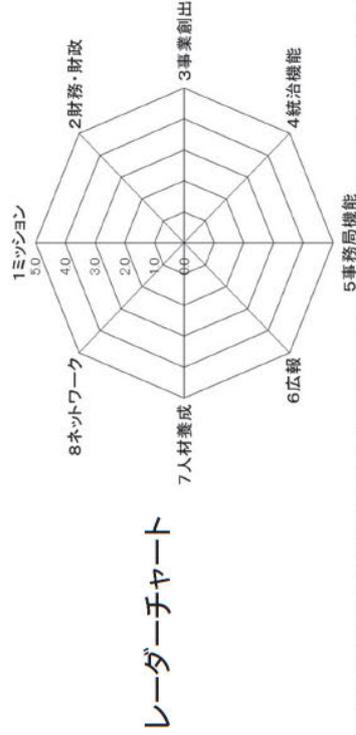
1 地域課題に取り組むNPO等に対する運営支援のための自己診断カルテ

5段階評価での自己診断（5よくできている／4できている／3どちらともいえない／2あまりできていない／1全くできていない）

| 視点 | テーマ | 項目 | 点数 | | | | | 平均点 |
|--------------|----------|--|----|---|---|---|---|-----|
| I ミッションの視点 | 1. ミッション | ① 地域課題の解決のため、中期的(3～5年)なビジョンや目標を設定していますか | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | |
| | | ② 構成員は団体のミッションを理解し、共有できていますか | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | |
| | | ③ 団体の活動報告や収支報告は、広く社会に対し情報公開していますか | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | |
| | | ④ 利益相反(※1)に当たらないことを意識していますか (※1 団体の構成員が自分の利益のために団体に不利益を及ぼすこと) | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | |
| | | ⑤ 構成員のみの活動ではなく、広く一般市民も受け入れていますか | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | |
| II 財務の視点 | 2. 財務・財政 | ① 年間事業計画を立て、根拠のある予算を組み立てていますか | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | |
| | | ② 月次決算、四半期決算等で定期的に収支状況を把握していますか | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | |
| | | ③ 1つだけの財源に頼らず、会費、寄付、助成金、自主事業、委託事業収入など多様な資金源での構成を意識していますか | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | |
| | | ④ 寄付金や賛助会費等支援者からの支援により、財源を増やす努力をしていますか | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | |
| | | ⑤ 新たな外部資金を得るため、助成金申請などの努力をしていますか | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | |
| III 事業創出の視点 | 3. 事業創出 | ① 事業を企画する際に、地域課題に関する何らかの調査を行っていますか | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | |
| | | ② 事業の企画には、構成員であるスタッフやボランティアが関わっていますか | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | |
| | | ③ 毎年新たな事業やプログラムを取り入れる努力をしていますか | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | |
| | | ④ 新たな事業やプログラムに新たな資源(人・モノ・カネ等)を導入する努力をしていますか | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | |
| | | ⑤ 事業やプログラムごとに、アンケートや収支状況等のチェックによる事業評価を行っていますか | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | |
| IV 業務プロセスの視点 | 4. 統治機能 | ① 理事等役員の構成に、内閣および外部のバランスを考慮していますか | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | |
| | | ② 定款や規則にある会議体は、その通り開催され議事録を残していますか | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | |
| | | ③ 理事等の役員は日常業務を理解し、相互に適切な助言をおこなっていますか | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | |
| | | ④ コンプライアンス(関連法令・社会の常識)に関する勉強会・情報共有を行い、遵守する文化を築いていますか | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | |
| | | ⑤ 監事や監査役を置き、定期的に助言を求めていますか | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | |
| 5. 事務局機能 | 5. 事務局機能 | ① 会計事務である、起票・現金出納・帳簿管理等は滞りなくできていますか | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | |
| | | ② 会計担当者を置き、定期的にダブルチェックする体制ができていますか | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | |
| | | ③ 書類等は適切にファイルされ、保管管理されていますか | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | |
| | | ④ 日常業務・必要情報について、内閣の関係者で共有できていますか | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | |
| | | ⑤ 外部からの連絡や情報は、迅速に対応できていますか | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | |

| 視点 | テーマ | 項目 | 点数 | | | | | 平均点 |
|-----------------|-----------|--|----|---|---|---|---|-----|
| V 業務プロセスの視点(補注) | 6. 広報 | ① 団体を紹介するパンフレットやホームページなどがありますか | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | |
| | | ② 機関紙・SNS・メールニュース等の媒体を用い、自ら定期的に発信していますか | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | |
| | | ③ 上記①②以外の新聞・マスコミ・ネット広報等の媒体も活用していますか | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | |
| | | ④ 地元を中心に、幅広く支援者や理解者を増やすため、広報の工夫をしていますか | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | |
| | | ⑤ 広報担当者を設置していますか | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | |
| 7. 人材育成 | 7. 人材育成 | ① 講座、体験、イベント等で、ボランティア等の新しい人材の発掘に努めていますか | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | |
| | | ② 定期的なミーティングを行い、適切な役割を分担していますか | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | |
| | | ③ 構成員には自由に発言できる場があり、発言しやすい雰囲気づくりに努めていますか | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | |
| | | ④ 構成員は定期的な内部や外部研修への参加の機会がありますか | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | |
| | | ⑤ 構成員の事情に合わせて、活動時間や参加方法等が工夫されていますか | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | |
| 8. ネットワーク | 8. ネットワーク | ① 同じ分野の団体と情報交換し、交流していますか | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | |
| | | ② 行政、社協、教育機関等と情報交換し、交流していますか | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | |
| | | ③ NPO、ボランティア団体、自治会等とも情報交換し、交流してありますか | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | |
| | | ④ 企業や地元商店などとも情報交換し、交流してありますか | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | |
| | | ⑤ 連携する際、相手方の方の利益(ハネフィット)も常に考えていますか | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | |

© 認定NPO法人 コミュニティ・サポートセンター神戸 監修・兵庫県立六大学大学院 雷間克雄教授



2 取り組む課題 貴団体にとって主要な課題と思われる3点を重要度の高い順にご記入ください

| | | |
|---|----|------|
| 1 | 課題 | その理由 |
| 2 | | |
| 3 | | |

| | | |
|--------|------------|--|
| 事業種別 | 2025年度活動支援 | |
| 事業期間 | ～ | |
| 活動支援団体 | 事業名 | |
| | 団体名 | |

| | | 助成金 |
|--------|-------|------------|
| 事業費 | | 34,781,000 |
| | 直接事業費 | 30,205,000 |
| | 管理的経費 | 4,576,000 |
| 評価関連経費 | | 450,000 |
| 合計 | | 35,231,000 |

資金計画書資料 ①助成概要

1. 事業費

[円]

| | 2025年度 | 2026年度 | 2027年度 | 2028年度 | 合計 |
|---------|-----------|------------|------------|------------|------------|
| 事業費 (A) | 3,281,600 | 10,549,800 | 10,549,800 | 10,399,800 | 34,781,000 |
| 直接事業費 | 2,824,000 | 9,177,000 | 9,177,000 | 9,027,000 | 30,205,000 |
| 管理の経費 | 457,600 | 1,372,800 | 1,372,800 | 1,372,800 | 4,576,000 |

2. 評価関連経費

[円]

| | 2025年度 | 2026年度 | 2027年度 | 2028年度 | 合計 |
|------------|--------|---------|---------|---------|---------|
| 評価関連経費 (B) | 0 | 150,000 | 150,000 | 150,000 | 450,000 |

3. 合計

[円]

| | 2025年度 | 2026年度 | 2027年度 | 2028年度 | 合計 |
|-----------|-----------|------------|------------|------------|------------|
| 助成金計(A+B) | 3,281,600 | 10,699,800 | 10,699,800 | 10,549,800 | 35,231,000 |

団体情報入力シート

(1) 団体組織情報

| | | | |
|-------------|----------------------|---|---------------|
| 法人格 | 団体種別 | 認定NPO法人 | 資金分配団体/活動支援団体 |
| 団体名 | コミュニティ・サポートセンター神戸 | | |
| 郵便番号 | 658-0052 | | |
| 都道府県 | 兵庫県 | | |
| 市区町村 | 神戸市東灘区住吉東町 | | |
| 番地等 | 5-2-2ビュータワー住吉館104 | | |
| 電話番号 | 078-841-0310 | | |
| WEBサイト(URL) | 団体WEBサイト | http://www.cskobe.com | |
| | その他のWEBサイト (SNS等) | https://www.facebook.com/cskobe | |
| | | https://www.instagram.com/cs_kobe/ | |
| | | | |
| 設立年月日 | 1996/10/01 | | |
| 法人格取得年月日 | 1999/04/12 | | |

(2) 代表者情報

| | | |
|--------|------|----------|
| 代表者(1) | フリガナ | ナカムラジュンコ |
| | 氏名 | 中村順子 |
| | 役職 | 理事長 |
| 代表者(2) | フリガナ | |
| | 氏名 | |
| | 役職 | |

(3) 役員

| | |
|---------------------------|----|
| 役員数 [人] | 11 |
| 理事・取締役数 [人] | 9 |
| 評議員 [人] | 0 |
| 監事/監査役・会計参与数 [人] | 2 |
| 上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人] | 0 |

(4) 職員・従業員

| | |
|----------------|----|
| 職員・従業員数 [人] | 26 |
| 常勤職員・従業員数 [人] | 6 |
| 有給 [人] | 6 |
| 無給 [人] | 0 |
| 非常勤職員・従業員数 [人] | 20 |
| 有給 [人] | 20 |
| 無給 [人] | 0 |
| 事務局体制の備考 | |

(5) 会員

| | |
|---------------------|-----|
| 団体会員数 [団体数] | 14 |
| 団体会員 [団体数] | 0 |
| 団体その他会員 [団体数] | 14 |
| 個人会員・ボランティア数 | 520 |
| ボランティア人数(前年度実績) [人] | 415 |
| 個人正会員 [人] | 20 |
| 個人その他会員 [人] | 85 |

(6) 資金管理体制

| | |
|-------------------------|---|
| 決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること | - |
| 決済責任者 氏名/勤務形態 | |
| 通帳管理者 氏名/勤務形態 | |
| 経理担当者 氏名/勤務形態 | |

(7) 監査

| | |
|----------------|---------|
| 年間決算の監査を行っているか | 外部監査で実施 |
|----------------|---------|

(8) 組織評価

| | |
|-----------------------------------|--------|
| 過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか | 受けていない |
| 認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください | |

(9) その他

| | |
|-------------------|--------------|
| 業務別に区分経理ができる体制の可否 | 区分経理できる体制である |
|-------------------|--------------|

(10) 助成を行った実績

| | |
|-------------------|--|
| 今までに助成事業を行った実績の有無 | あり |
| 申請前年度の助成件数 [件] | 57 |
| 申請前年度の助成総額 [円] | 6,670,000 |
| 助成した事業の実績内容 | ①震災30年特別助成 地域の居場所応援助成 580万円 ②市民活動サポート基金 46万円 ③まちスポ基金 32万円 ④寄付型自販機応援助成 9万円 |

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所まで、記入漏れがないかご確認ください。

| | |
|----------|--|
| 事業名: | 見えにくい社会課題を解決するためのコミュニティ創出と組織基盤強化支援事業 |
| 団体名: | 認定NPO法人コミュニティ・サポートセンター神戸 |
| 過去の採択状況: | 通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されていない。 |

| | |
|----------|------|
| 記入箇所チェック | 記入完了 |
|----------|------|

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必須です。

〈注意事項〉
 ◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html
 ◎申請時までに整備が間に合わず後日提出とした規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出してください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
 ◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
 ◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。

| | | |
|------|------|------|
| 記入完了 | 記入完了 | 記入完了 |
|------|------|------|

| 規程類に含める必須項目 | (参考)JANPIAの規程類 | 提出時期(選択) | 根拠となる規程類、指針等 | 必須項目の該当箇所 ※条項等 |
|---|------------------------|----------|--------------|------------------|
| ● 社員総会・評議員会の運営に関する規程 | | | | |
| (1)開催時期・頻度 | 評議員会規則 定款 | 公募申請時に提出 | 定款 | 第23条 |
| (2)招集権者 | | 公募申請時に提出 | 定款 | 第24条 |
| (3)招集理由 | | 公募申請時に提出 | 定款 | 第23条2項 |
| (4)招集手続 | | 公募申請時に提出 | 定款 | 第24条3項 |
| (5)決議事項 | | 公募申請時に提出 | 定款 | 第27条 |
| (6)決議(過半数か3分の2か) | | 公募申請時に提出 | 定款 | 第27条2項 |
| (7)議事録の作成 | | 公募申請時に提出 | 定款 | 第29条 |
| (8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としません。 | | 公募申請時に提出 | 定款 | 第28条4項 第37条4項 |
| ● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。 | | | | |
| (1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること | 定款 | 公募申請時に提出 | 理事の職務権限規程 | 第3条2項 |
| (2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること | | 公募申請時に提出 | 理事の職務権限規程 | 第3条3項 |
| ● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。 | | | | |
| (1)開催時期・頻度 | 定款 理事会規則 | 公募申請時に提出 | 定款 | 第32条 |
| (2)招集権者 | | 公募申請時に提出 | 定款 | 第33条 |
| (3)招集理由 | | 公募申請時に提出 | 定款 | 第32条 |
| (4)招集手続 | | 公募申請時に提出 | 定款 | 第33条3項 |
| (5)決議事項 | | 公募申請時に提出 | 定款 | 第31条 |
| (6)決議(過半数か3分の2か) | | 公募申請時に提出 | 定款 | 第36条 |
| (7)議事録の作成 | | 公募申請時に提出 | 定款 | 第38条 |
| (8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること | | 公募申請時に提出 | 定款 | 第37条4項 |
| ● 理事の職務権限に関する規程 | | | | |
| JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること | 理事の職務権限規程 | 公募申請時に提出 | 理事の職務権限規程 | 第4条 |
| ● 監事の監査に関する規程 | | | | |
| 監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください | 監事監査規程 | 公募申請時に提出 | 定款 | 第14条 |
| ● 役員及び評議員の報酬等に関する規程 | | | | |
| (1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額 | 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程 | 公募申請時に提出 | 役員報酬規程 | 第4条 |
| (2)報酬の支払い方法 | | 公募申請時に提出 | 役員報酬規程 | 第3条 |

| ● 倫理に関する規程 | | | | |
|---|--|----------|----------------|--------------|
| (1) 基本的人権の尊重 | 倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程 | 公募申請時に提出 | 倫理規定 | 第3条 |
| (2) 法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除) | | 公募申請時に提出 | 倫理規定 | 第4条2項 |
| (3) 私的利益追求の禁止 | | 公募申請時に提出 | 倫理規定 | 第5条 |
| (4) 利益相反等の防止及び開示 | | 公募申請時に提出 | 倫理規定 | 第6条 |
| (5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること | | 公募申請時に提出 | 倫理規定 | 第7条 |
| (6) ハラスメントの防止 | | 公募申請時に提出 | ハラスメント防止ハンドブック | P.2 |
| (7) 情報開示及び説明責任 | | 公募申請時に提出 | 倫理規定 | 第8条 |
| (8) 個人情報の保護 | | 公募申請時に提出 | 倫理規定 | 第9条 |
| ● 利益相反防止に関する規程 | | | | |
| (1)-1 利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと | 倫理規程 ・理事会規則 ・役員利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則 | 公募申請時に提出 | 利益相反防止規定 | 別紙(2) |
| (1)-2 利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うに当たり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること | | 公募申請時に提出 | 利益相反防止規定 | 第3条3項 |
| (2) 自己申告 「役員員に対して、定期的「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること | | 公募申請時に提出 | 利益相反防止規定 | 第4条 |
| ● コンプライアンスに関する規程 | | | | |
| (1) コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること | コンプライアンス規程 | 公募申請時に提出 | コンプライアンスに関する規定 | 第3条 |
| (2) コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること | | 公募申請時に提出 | コンプライアンスに関する規定 | 第5条3項 |
| (3) コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること | | 公募申請時に提出 | コンプライアンスに関する規定 | 第13条 |
| ● 内部通報者保護に関する規程 | | | | |
| (1) ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい) | 内部通報(ヘルプライン)規程 | 公募申請時に提出 | 公益通報者保護に関する規定 | 第1条 |
| (2) 通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること | | 公募申請時に提出 | 公益通報者保護に関する規定 | 第11条 |
| ● 組織(事務局)に関する規程 | | | | |
| (1) 組織(業務の分掌) | 事務局規程 | 公募申請時に提出 | 事務局規程 | 第2条 |
| (2) 職制 | | 公募申請時に提出 | 事務局規程 | 第3条 |
| (3) 職責 | | 公募申請時に提出 | 事務局規程 | 第4条 |
| (4) 事務処理(決裁) | | 公募申請時に提出 | 事務局規程 | 第6条 |
| ● 職員の給与等に関する規程 | | | | |
| (1) 基本給、手当、賞与等 | 給与規程 | 公募申請時に提出 | 賃金規程 | 第2条 |
| (2) 給与の計算方法・支払方法 | | 公募申請時に提出 | 賃金規程 | 第3条 |
| ● 文書管理に関する規程 | | | | |
| (1) 決裁手続き | 文書管理規程 | 公募申請時に提出 | 文書管理規定 | 第4条 |
| (2) 文書の整理、保管 | | 公募申請時に提出 | 文書管理規定 | 第5条 |
| (3) 保存期間 | | 公募申請時に提出 | 文書管理規定 | 第6条 |
| ● 情報公開に関する規程 | | | | |
| 以下の1.~4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録 | 情報公開規程 | 公募申請時に提出 | 情報公開規程 | 別表 |
| ● リスク管理に関する規程 | | | | |
| (1) 具体的リスク発生時の対応 | リスク管理規程 | 公募申請時に提出 | リスク管理規定 | 第5条 |
| (2) 緊急事態の範囲 | | 公募申請時に提出 | リスク管理規定 | 第10条 |
| (3) 緊急事態の対応の方針 | | 公募申請時に提出 | リスク管理規定 | 第13条 |
| (4) 緊急事態対応の手順 | | 公募申請時に提出 | リスク管理規定 | 第13条 |
| ● 経理に関する規程 | | | | |
| (1) 区分経理 | 経理規程 | 公募申請時に提出 | 会計に関する規定 | 第5条 |
| (2) 会計処理の原則 | | 公募申請時に提出 | 会計に関する規定 | 第6条 |
| (3) 経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別 | | 公募申請時に提出 | 会計に関する規定 | 第4条、第9条、第10条 |
| (4) 勘定科目及び帳簿 | | 公募申請時に提出 | 会計に関する規定 | 第6条 |
| (5) 金銭の出納保管 | | 公募申請時に提出 | 会計に関する規定 | 第9条、第10条 |
| (6) 収支予算 | | 公募申請時に提出 | 会計に関する規定 | 第22条 |
| (7) 決算 | | 公募申請時に提出 | 会計に関する規定 | 第23条 |

特定非営利活動法人 コミュニティ・サポートセンター神戸

定 款

特定非営利活動法人 コミュニティ・サポートセンター神戸 定款

| | |
|------------------|------------|
| 第1章 総 則 | 第1条から第2条 |
| 第2章 目的及び事業 | 第3条から第5条 |
| 第3章 会 員 | 第6条から第11条 |
| 第4章 役員及び職員 | 第12条から第19条 |
| 第5章 総 会 | 第20条から第29条 |
| 第6章 理事会 | 第30条から第38条 |
| 第7章 資産及び会計 | 第39条から第46条 |
| 第8章 定款の変更、解散及び合併 | 第47条から第50条 |
| 第9章 公 告 の 方 法 | 第51条 |
| 第10章 雑 則 | 第52条 |
| 付 則 | |

特定非営利活動法人 コミュニティ・サポートセンター神戸

定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 コミュニティ・サポートセンター神戸と称し、略称をCS神戸という。

(事務所)

第2条 この法人の主たる事務所を、兵庫県神戸市東灘区に置く。

2 活動の必要に応じて従たる事務所を必要な場所に置くことができるものとする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、自立と共生を目指し、より良い社会のために主体的に活動する人々をサポートするとともに、自らの活動を通じて、誰もが尊重され支えあう地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (3) 特定非営利活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 市民活動及び市民事業の起業と運営支援
- (2) 人材養成の支援
- (3) 地域活性化の事業
- (4) 職業紹介事業
- (5) 高齢者及び障がい者の福祉の向上を目指す事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(会員)

第6条 この法人の会員は次のとおりとし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、共に活動するために入会した個人
 - (2) 賛助会員 この法人の目的、活動に賛同し、事業を支援する個人及び団体
 - (3) ボランティア会員 この法人の事業に協力する目的でボランティア登録した個人及び団体
- 2 正会員、賛助会員は、総会において別に定める会費をおさめなければならない。

(入会)

第7条 この法人の会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を理事長に提出する

ものとする。

- 2 理事長は、前項の申込者がこの法人の目的に賛同するものであると認めるときは、それを拒否する正当な理由のない限り入会を承諾するものとする。ただし、正会員については理事会の承諾を得なければならない。
- 3 理事長は、第1項の申込者の入会を承諾しないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第9条に基づき退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 第10条に基づき除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、退会届けを理事長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金の不返還)

第11条 既納の会費、及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種類及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上9名以内
 - (2) 監事 1名又は2名
- 2 理事のうち、1名を理事長、2名以内を副理事長とする。

(選任等)

第13条 役員は総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1名を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務をおこなう。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 15 条 役員任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後 2 事業年度が終了した後の総会において、新任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまで、その任期を延長する。
- 3 補欠のため、または増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決によりこれを解任することができる。この場合、その役員に対し議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員にはその職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 19 条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総 会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散

- (3) 合併
 - (4) 事業報告及び活動決算
 - (5) 役員を選任又は解任及び報酬
 - (6) 会費の変更
 - (7) その他運営に関する重要事項
- 2 前項に掲げる以外は、理事会において決議するものとする。

(開催)

- 第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

- 第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

- 第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

- 第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

- 第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条及び次条第 1 項及び第 47 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者、電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 議長を選任に関する事項
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が署名、押印しなければならない。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことによって、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会
(構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 31 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (4) 役員の職務
- (5) 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (6) 事務局の組織及び運営
- (7) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 35 条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すると

ころによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 35 条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (3) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (4) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 資産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第 42 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 43 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 44 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 45 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後 2 ヶ月以内に、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 46 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 47 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 48 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立認証の取り消し
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 49 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、解散総会において選定した者に譲渡するものとする。

(合併)

第 50 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑 則

(細則)

第52条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

付 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次にかかげる者とする。

| | | |
|------|----|----|
| 理事長 | 中村 | 順子 |
| 副理事長 | 内橋 | 京子 |
| 理事 | 荒巻 | 順一 |
| 同 | 今田 | 忠 |
| 同 | 村戸 | 靖男 |
| 監事 | 中西 | 利昭 |
| 同 | 榎本 | 洋一 |
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成12年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第41条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から平成12年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、次に掲げる額とする。

| | | | | |
|----------|-------|-----|----|---------|
| (1) 正会員 | 個人 | 年会費 | 1口 | 10,000円 |
| (2) 賛助会員 | 法人・団体 | 年会費 | 1口 | 10,000円 |
| | 個人 | 年会費 | 1口 | 3,000円 |

これは、現行定款である。

特定非営利活動法人コミュニティ・サポートセンター神戸

理事 中村 順子